

第80回基本方針策定タスク 議事録

1. 日 時：2023年12月13日（水）13時30分～16時10分
2. 場 所：一般社団法人 日本電気協会 4階 A, B会議室（Web会議併用）
3. 出席者：（順不同，敬称略）*:Web参加
出席委員：斉藤主査(原子力規格委員会幹事/東京大学),
阿部(原子力規格委員会委員長/東京大学),
吉田(原子力規格委員会副委員長/日本原子力発電),
波木井(東京電力 HD)*, 沼田(安全設計分科会幹事/関西電力)*,
山田(構造分科会幹事/中部電力)*, 鶴田(原子燃料分科会幹事/東京電力 HD)*,
三浦(品質保証分科会幹事/中部電力)*,
大浦(放射線管理分科会幹事/日本原子力発電)*,
永田(運転・保守分科会幹事/日本原子力発電)*,
白井(耐震設計分科会幹事/日本原燃フェロー), 奥村(日本電気協会)
(計12名)
代理出席者：なし (計0名)
欠席委員：なし (計0名)
オブザーバ：なし (計0名)
説明者：なし (計0名)
事務局：高柳, 中山, 佐藤, 米津, 景浦, 梅津, 上野, 浅見, 原, 田邊(日本電気協会)
(計10名)

4. 配付資料

資料 No.80-1	原子力規格委員 基本方針策定タスク 委員名簿 2023年12月13日現在
資料 No.80-2	第79回基本方針策定タスク 議事録（案）
資料 No.80-3-1	原子力規格委員会 活動の基本方針の改定要否確認について（案）
資料 No.80-3-1-参考	日本電気協会 原子力規格委員会 活動の基本方針
資料 No.80-3-2	原子力規格委員会 運営規約，規約細則及び活動の基本方針の改定（方向性）について（案）
資料 No.80-3-2-参考1	日本電気協会 原子力規格委員会 規約(改訂履歴)
資料 No.80-3-2-参考2	日本電気協会 原子力規格委員会 運営規約 細則(改訂履歴)
資料 No.80-3-2-参考3	日本電気協会 原子力規格委員会 活動の基本方針(改訂履歴)
資料 No.80-3-3-1	原子力規格委員会 功労賞 表彰規約 改定案
資料 No.80-4-1	第9回日本電気協会原子力規格委員会シンポジウムについて
資料 No.80-4-1-参考	第9回日本電気協会原子力規格委員会シンポジウム 準備スケジュール
資料 No.80-4-2	令和5年度 原子力規格委員会功労賞 申請・選考スケジュール
資料 No.80-4-3	デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価書の策定及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正等
資料 No.80-4-4	検査制度見直しに関する国の動向等
資料 No.80-4-5	2023年度各分科会活動報告

5. 議 事

事務局から，本会にて，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触するおそれのある活動を行わないことを確認した。また，今回の会議は，Web 会議併用で進めることを説明し，議事が進められた。

次回基本方針策定タスク（以下、「タスク」という。）を2024年3月13日(水)13時30分から16時30分で開催を予定しており、各委員のスケジュール確保をお願いするとの話があった。

(1) 配付資料確認、定足数確認

事務局から、資料について事前送付しているとの説明があった。出席委員は、現時点でWeb参加が6名、会場参加が5名であり、計11名（※）参加となっており、タスクグループ規約第9条（決議）第1項より、決議に必要な条件(委員総数の3分の2(8名)以上の出席)を満たしていることを確認した。その後、新委員1名の挨拶があった。

※ 鶴田委員については、Web会議への接続不調により審議事項1から参加。以降、全委員（計12名）にて議事が進行された。

(2) 前回議事録の確認

事務局から、資料No.80-2の前回議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて、会議を通して意見がなければ承認することになった。最終的には会議終了時に特にコメントはなく正式議事録とすることで承認された。

(3) 審議事項

1) 原子力規格委員会 活動の基本方針の改定要否確認について(審議)

事務局から、資料No.80-3-1及び資料No.80-3-1-参考に基づき、原子力規格委員会 活動の基本方針の改定要否確認について説明があった。

審議の結果、方向性の変更を含まない軽微な改定が必要であること、及びその軽微な改定については今後の規約類の改定の中で行う予定である旨、第88回原子力規格委員会に報告することについて決議し、承認された（※）。

※ タスクグループ規約第9条（決議）に基づき、挙手による決議を行うべきところ、口頭のみ承認となっていたことから、翌日（12月14日）に改めて「挙手【賛成】」に相当する判断を頂いたものか否かについて全タスク委員に確認。その結果、12月15日までに全委員から「賛成」の旨の回答を受領。

(主な説明)

- ・活動の基本方針の改定要否の確認を毎年行うこととなっている。
- ・また、次の議題と関係するが、活動の基本方針を含む現行の規約類（規約、規約細則、活動の基本方針）について、前回タスクにおける技術資料の議論の結果を踏まえ、今後改定作業を行うこととした。
- ・ただし、先ほど申し上げたとおり、活動の基本方針については、年1回の見直しを行なわなければならない、特に、5.4の「個々の分野に関連した規格の策定活動」については、3月に各分科会で作成する活動計画（実績を含む）の大元になる部分となる。
- ・したがって、「5.4 個々の分野に関連した規格の策定活動」だけは変更の有無を先行して確認させていただきたいというのが、今回の議題1の趣旨となる。各タスク委員には、大きな変更を伴う改定が必要となる場合は事務局まで連絡いただけるよう、事前をお願いしている。現状、それに対してのご連絡はないが、本日改めて確認した上で、「5.4 個々の分野に関連した規格の策定活動」に特化した改定の要否について、ご議論をいただきたい。

(主なご意見・コメント)

- ・耐震設計分野のところを見ると、規格を作る対象物として「軽水炉型原子力発電所」という記載があるが、規約等では原子力施設と書いてあったり、色々と表現が違うと思っている。軽水炉型原子力発電所というのであれば既存の発電所しかないが、現状は研究炉の段階であるFBR等に対しても、今後実際の技術として規格化していかなくてはならない部分が耐震設計分野では出てきており、そういったものの表現について議論頂ければと考えている。

- ・もう1つは「国の要求事項を踏まえ」との記載、これはおそらく通産省の委託を受けて規格を作っていた時代の内容だと思われるので、「ユーザーの要求事項を踏まえ」といった内容に修正し、「国」等の記載は削除した方が良いと考える。
- ・それと「設計・建設規格、維持規格などの関連基準との整合性を図りながら」との記載について、確かに関わりは深いですが、原子力学会等との関係も踏まえると、「他の学協会との関わり」などと表現した方が良いと思うが如何か。
- ・構造分野にも「軽水炉型原子力発電所」と記載がある。構造分野は全体的にすごくシンプルに書かれている。設計・建設規格や維持規格との整合に係る記載については、むしろ構造分野に書いた方がいいような気もするが、それも書いていない。構造分野には日本原燃の委員もいるが、多分、現時点对で対応している施設としては、軽水型原子力発電所だと思うので、2、3年のうちに規格の対象を広げるかといえば、それも多分ない。元々は機械学会との切り分けで供用期間中の材料構造といったところが構造分科会のテリトリーだというふうに理解はしているので、変える必要は今のところないものと思う。それぞれの分野を見ると、耐震設計分野で発言があったようなところは気にはなると思う。
- ・安全設計、構造、運転・保守も、「軽水炉型原子力発電所」という文言が入っている。将来的にスコープが広がる可能性はあるが、一方で、この5.4については毎年見直しをかけていくため、現状、あえて変える必要はないという意見も勿論あると思っている。
- ・再処理施設の扱いについて議論はあるが、各規格のタイトルで対象物が明確になっているので、対象を広げる時に入れれば良いと考える。
- ・今（来）年度の年度計画について検討しているが、FBRの国プロで3次元の免震装置の研究開発をやっており、規格化を電気協会にお願いするという話が来ていることから、「原子力施設」という記載で提案させて頂いた。
- 今の説明を聞いた限り、少なくとも耐震設計分野については、「原子力施設」というふうを書くというのは非常に合理的だと思うし、活動にも即していると思う。その他の各分野においては、その各分野の状況に応じてこのままでも良いという判断でも全く問題ないと思う。
- ・事務局だが、今画面に表示しているのが、活動の基本方針の別冊である今年度の各分野の規格策定活動という資料になる。これについては、3月のタスクで議論いただき、原子力規格委員会で承認を経て公開されるものである。
- ・いつの段階かわからないが、FBR向けに開発されている3次元免震をテーマに上げようとしている。ただし、それは中長期の話であり、今すぐではない。3次元免震というのは、FBRに限らず軽水炉でも使えるものである。3次元免震の規格を作ってもらうことが趣旨だということであれば、FBRという形を前面に出す必要があるのかと思っており、今の段階でどういう形でやるのかを決めておきたいと思っている。
- 事務局だが、画面に示しているのが、活動の基本方針の別冊の各分野の活動方針のところの記載。5.4の考え方には沿ってはいるけれど、こんなことも考えていますといったところを記載したものが、今表示している（d）項の高速炉施設の耐震設計のようなくだりだと思っており、このような形で対応ができるのであれば、活動の基本方針自体の改定までは必要ないという考えもあるかと思う。
- ・活動の基本方針の10/18ページのところに各分野のくだりがあって、耐震設計分野では確かに軽水炉型原子力発電所の耐震設計に係る規格と書いてある。一方、品質保証分野では、原子力施設（加工施設、再処理施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設）放射線管理分野では「原子力発電所及び再処理施設での」と幅広く書いている分科会もある。耐震設計分野も同様に幅広く対応したいということは非常にありがたい。しかし、書くのであれば各分野で揃っていた方がいいので、他の分科会でも考えて頂きたい。書きぶりは分科会で決めて頂いたらいいと思う。
- ・私も基本的に同じ考えであり、少し将来的な観点からは、少し対象を広げていく方向でどの分野も進んでいくのであろうとの感覚を持っている。
- ・この記載については、今日ある程度固めたいということか。
- 事務局だが、3月の計画と実績を作成するにあたっては、本記載がその大元になると思っており、できれば今日の方が良いのではないかと思っている。

- ・ 広く対象を取っていくということについては、特に反対等がなければそのようにさせていただきたいと思う。各分野について今この場でそういったことを各分野においてもやってみたいということであれば申し出ていただきたい。そうではない場合は、いずれにしても1年ごとの見直しということになるので、次回、つまり来年の改定に向けて各分科会、分野の方で検討頂くということにさせていただきたい。
 - ・ 「国の要求事項を踏まえ」という記述は、安全設計分野でも運転・保守分野でもある。耐震設計だけ抜くというのではなく、抜くとしたならば他の分野も一緒に抜かれたらどうかと思う。
 - ・ 「国の要求事項」というのは、例えば、エンドースされている規格だと技術評価の時にいろいろ要件が付くことがある。そのことを意図しているのであれば、エンドース規格をメンテナンスしている分科会は、同じように書いておく必要があるのではないかと思った。この辺りは、「国の要求事項」とは何かという共通認識を持った上で、残しておくか、足りないところには足すか、削除するか、決めた方がよいのではないかと思う。
 - ・ 少なくとも国は、(分野によっては)分科会に常時参加いただいております、いろいろと意見も発言いただき一緒に活動しているので、そのような観点では国の要望もあると思っている。したがって、国も一つのユーザーであるという位置づけで修正した方がよいと考える。
 - ・ 「国の要求事項を踏まえて」という文言は、なくても通じるのではないか。これに限らず、日本語としての不整合が随所に見られる。今日は決定できないと思うので、別の意思決定プロセスを使うことはできないか。
- おそらく、この後の議題にある規約類全体の改定の中で、少し大がかりに手を入れることなると思う。今日ここで文案を出して、それで決着ということには多分ならないと思うので、そこについては少しちょっと時間をかけてやるということか。しかし、3月に向けた形で、今日内容についてはある程度、当面の内容として決めておかなければいけないと思う。
- 文案についてまでは確定する必要はないかもしれないが、方向性だけは、耐震設計分科会の方で計画を作るのにそこが固まっていないと問題があるのではないかと考えている。しかし、今お話し頂いた内容だと、基本的には文章を少し修正する、要は意味合いを根本的に変えるといった話話ではないと理解した。(基本的な)構成が変わらない。だから、そこについては合意ができるものとする。「てにをは」に相当するところも含めて具体的な記述については、この後(全体の見直しの中で)議論するということが良いか。
- ・ これについては、今回決定する訳ではないので、分科会でも文案について検討をして、必要があれば意見を送ってほしいと考える。
 - ・ 気になっているのが、耐震設計と放射線管理のところ。修飾語を全部削除して考えていくと、例えば耐震設計だと、何々にかかる規格についてその後少し修飾語があり、規格について制定、改定を行うと書いてある。規格というのと規程と指針というのが出てきて日本語としてすごく違和感がある。放射線管理の方も同様であり、そういうところが沢山ある。
 - ・ 今の指摘も含めて、文書を見直して頂きたいと考える。
 - ・ 活動の基本方針については、方向性については今回了解頂いたということで、12月の原子力規格委員会では見直しを進めることを報告し、2024年3月の原子力規格委員会に審議にかけることにしたいと考える。

2) 原子力規格委員会 運営規約、規約細則及び活動の基本方針の改定(方向性)(議論)

事務局から、資料 No.80-3-2 シリーズに基づき、原子力規格委員会 運営規約、規約細則及び活動の基本方針の改定(方向性)について説明があった。

(主な説明)

- ・ タスク委員各位には、<改定のポイント>についてお気づきの点があればタスク当日にご発言いただけるよう事前に依頼済み。
- ・ 「3. 原子力規格委員会 運営規約、規約細則及び活動の基本方針の改定(方向性)」については、3月以降のタスクにおいて、審議予定の規約類の改定の方向性について、委員各位からご意見いただき、ご議論いただきたいと考えている。
- ・ ここでの議論の結果を踏まえ、3月度(3月13日開催予定)のタスクでは、事務局から規約類の改定案をお示しし、改めて審議いただきたいと考えている。

(主なご意見・コメント)

- ・構造分科会では、エンドースされた規格に対する追補版を発行している。本来であれば日本機械学会にある事例規格を作りたかったが、日本電気協会では事例規格がない。エンドースされた規格以外でも、事例規格が作ることができれば本当は良いと思う。今すぐでなくても事例規格相当のものを作れるようにしたら良いと思っている。もう一つ、決議の仕方について、会議での挙手による審議と、時間をおいて賛成、反対及び保留など意見があれば意見を添える書面投票という、大きく分けるとその2種類を明確に区別できれば良いと思う。改定をするのであればその2点がある。
- 事務局だが、前回のタスクで議論があり、事例規格については検討して、入れられるように案を作りたいと考える。投票形態については事務局の方で検討することとする。
- ・運営規約細則であるが、書面投票にしても、挙手による審議にしても、原子力規格委員会が開催されないと何も出来ない。原子力規格委員会の開催によらず審議できるようにすると、3ヶ月に1回の審議だけではなくて、審議中の案件についてはプロセスを早めることが出来ると良いかと思った。
- その点については、履歴をどのように残していくかということにもかかってくるので、重要な点かと思う。一方で組織を合理化していくということもあるが如何か。
- ・現在の社会情勢下では、会議の開催には色々な方法があると思っており、ルールに則り履歴が残ればどのような形でも良いと考える。
- ・審議にかかる案件が、正確に委員に対して伝達されるということが委員会の開催の1つの意義であるので、委員会を開催しなくても正しく情報が伝えられ、審議出来る案件もあるが、そうでない案件もあるので、それをどう考えていくかということであると思う。例えば、新しい委員の承認では、情報を誤解することはなく、委員会を開催しなくてもよい案件かもしれない。しかし、規格を制改定するようなプロセスとなると、委員会を開催しないと情報がちゃんと伝わらない。その辺にボーダーがあるような気がする。
- ・今の話とあまり変わらないが、例えば委員会を開催して原子力規格委員会に改定案を上程し、書面投票で可決され、投票の結果編集上の修正があった場合には、三役と相談するということと進めていく。編集上の修正ではなく、テクニカルな修正がある場合は審議が必要だが、次の委員会の開催まで3ヶ月待たないといけない。テクニカルな修正について、メール審議も可とすることができれば、委員会を開催せずに再度書面投票が出来る。
- ・誰がそれ（メール審議の可否）を判断するかだと思う。
- どう判断するかということだと思うが、判断が不要とする記載も考えられると思う。
- ・何れにしても、メール審議にかけるかどうかは、三役の判断になると考えており、三役が決めるということについては、運営規約細則に書く必要があると考えている。
- ・分科会規約には、分科会長の選任については「分科会を開催し」となっている。一方、議論が必要であるはずの規格作成に対しては、「分科会を開催し」とは書かれていない。何か理由があるならわかるが、そういった点は少しメリハリを付けた方が良いと思う。また、ISO規格の検討については非常に期間が短く、それを分科会に諮ろうとしたら最低でも2,3か月かかってしまう。それを1か月で回答しろと言われると、検討会で内容を確認しコメントし、それを分科会で書面審議することになるため十分な検討する時間が足りない状況となっている。
- メールによる書面審議を限定的にでも明記し使っていくことについては、効率的するのが良いことなのかといった話はあるものの、かなりのニーズがあるものと思われる。
- 規格制改定における技術上の内容については、当然審議、書面投票することとなるが、例えば軽微な中身の修正の場合で、集まって審議、投票するまでもないような案件があれば、メール審議が可能なのではないのかと思っている。ISOについても、工学的に判断できそうなケース、軽微な技術上の修正の場合は、メール審議で実施しても特に問題はないのではないのかと思っている。
- ・ISOとこれまでの話を一緒に議論すると混乱するので、ISOは別枠でやることとしたい。
- ・これまでも、規格を改定しようとする時に高頻度で誤字は見つかり、これからも見つかると思う。改定の審議をする時に「てにをは」とか、編集上の修正に該当するところも延々と説明し始めてしまうため、すごく無駄だと思う。本質的な議論のところはきちんとやり、それ

以外のところは簡便なデュープロセスで承認することにすれば、少し審議を圧縮できていると思う。

- ・事務局だが、これまでの議論は、規約細則に書かれている「4.8 電子等による書面審議細則」のところの話をされていると思う。(1)として「検討会主査の選任の場合」とあり、もう一つの方の(2)については、「(1)以外の議案の場合」と書いてあり、一見するとどうやっていいかわからないところがある。成立条件等の記載はあるが、こういった案件を対象にするといった記載がない。こういったところを本来の趣旨に従ってわかりやすくしていくのかなと思っている。
- 今のところを少し明確にしてもらいたいと思う。運用上、少しグレーなものが軽微な修正としてあがってくることもあり得ると思うので、それがそのまま流れてしまわないよう、きちんと見て行くというのが別途必要だと思う。方針としては、メール審議をうまく使っていくというところは非常に良い提案ではないかと思う。
- ・事務局だが、資料 No.80-3-2-参考 1 から資料 No.80-3-2-参考 3 は、規約類の過去の改定履歴も分かるようになっていたので、各委員で確認して頂き、事務局にご意見をいただきたい。
- ・事例規格と書面審議などの書きぶりについて、具体的な文案を入れたものを次回以降のタスクで議論して頂くことになるかと思う。

3) 原子力規格委員会 功労賞 表彰規約の改訂(審議)及び令和 5 年度功労賞申請・選考スケジュールについて(報告)

事務局から、資料 No.80-3-3-1 に基づき、原子力規格委員会 功労賞 表彰規約の改訂について説明があり、質疑応答の後、同じ功労賞の関係の議題ということから、引き続き、資料 No.80-4-2 に基づき、報告事項 2) 令和 5 年度功労賞申請・選考スケジュールについて説明を行った。

審議の結果、原子力規格委員会 功労賞 表彰規約の改訂について、第 88 回原子力規格委員会に上程することについて決議し、承認された(※)。

※ タスクグループ規約第 9 条(決議)に基づき、挙手による決議を行うべきところ、口頭のみ承認となっていたことから、翌日(12月14日)に改めて「挙手【賛成】」に相当する判断を頂いたものか否かについて全タスク委員に確認。その結果、12月15日までに全委員から「賛成」の旨の回答を受領。

(主なご意見・コメント)

- ・主査の任期は 2 年で 4 回を超えない範囲で再任でき、委員の任期は 2 年で何回でも再任できるとなっていたが、今回の改定で、主査の再任制限を撤廃し、委員と同様するということと理解した。
- そのとおり。原子力規格委員会規約の第 6 条で、元々規格委員会委員の再任についても制限があったが、改定により再任の制限が撤廃されている。この際、表彰規約についても、表彰委員会委員の再任は改定したが、主査の任期を併せて改定することを失念したと思われる。したがって、これまで主査と委員の再任には差異があった。
- ・事務局だが、表彰規約の改定については、今回了解頂いたということで、細かな修正については主査一任ということで、原子力規格委員会に上程したいと考える。

(4) 報告事項

1) 第 9 回原子力規格委員会シンポジウムについて(進捗状況)

事務局から、資料 No.80-4-1 及び資料 No.80-4-1-参考に基づき、第 9 回原子力規格委員会シンポジウムについて進捗状況報告があった。

(主な説明)

- ・第 9 回の原子力規格委員会シンポジウムは、来年の 5 月から 7 月頃の開催ということで検討させていただいている。テーマは、原子力発電所の 60 年超運転に向けての規格整備ということで、従来同様、午後の開催で第 1 部講演、第 2 部はパネルディスカッションという 2 部構成とさせていただいている。
- ・第 1 部の講演については、座長の吉田副委員長の司会のもと、テーマは原子力発電所 60 年超運転に求められるものとしている。講演 1 には、現在の原子力規制庁の原子力発電所 60 年超運転

に対する法律整備等の実務をされていた長官官房審議官の金城氏に、ご講演とパネルディスカッションへの参加を依頼中。講演 2 は、阿部先生にお願いし原子力発電所 60 年超運転に求められる規格体系について、講演を頂くことになっている。講演 3 は、電事連/ATENA の方で、原子力発電所 60 年超運転に対する ATENA の取り組み状況。講演 4 は、構造分科会と破壊靱性検討会の方で、原子炉圧力容器の照射脆化に対する健全性評価の概要と今後の展望ということでそれぞれご講演頂く予定。第 1 部で 120 分を予定している。

- ・第 2 部のパネルディスカッションについては、座長の斉藤先生の司会のもと、テーマは 60 年超運転に関することとし、阿部先生、長官官房審議官の金城氏、原子力学会標準委員会の山本先生、機械学会の笠原先生、それから電事連/ATENA からなるメンバーによる 70 分を考えている。なお、今回は 70 分ということから、前回のような登壇者のショートプレゼンテーションは省略し、自己紹介程度ということにさせて頂く予定。
- ・今後のスケジュールについては、今後調整を図り、講演の原稿の依頼、講演資料の一次・二次締め切り、これが出揃ったあかつきには、論点整理をさせて頂きたいと考えている。開催日は 6 月 1 日を仮置きしているが、5 月と 6 月は規格類協議会、タスクや原子力規格委員会の事前説明等が予定され日程が埋まっているので、5 月、6 月、7 月で調整させていただきたいと思っている。

(主なご意見・コメント)

- ・シンポジウムの開催の挨拶については、現状委員長となっているが、副委員長にお願いしたいと考える。
 - ・質問であるが、前半の第 1 部は最近ビデオを流して終わりという形式もあるが、我々のシンポジウムでは後半の 2 部も有るので、パネリストには会場に来て頂き講演して頂くというスタイルなのか。
- そのとおりであり、会場でのライブ配信となっている。
- ・原子力規制庁の方に会場に来てもらうというのは重要なので宜しく願います。ご対応いただける人物は大体決まっているので、日程調整に入り、会場の予約等のロジも始まると思うので、引き続き状況に変更があり次第、事務局からアップデートしてもらいたい。

2) 令和 5 年度功労賞申請・選考スケジュールについて

- ※ (3) 審議事項 3) 原子力規格委員会 功労賞 表彰規約の改訂についての審議の後、本件については報告済み

3) デジタル安全保護系に関する技術評価対応状況について

事務局から、資料 No.80-4-3 に基づき、デジタル安全保護系に関する技術評価対応状況について以下のとおり報告があった。

- ・令和 3 年度の技術評価対象として、日本電気協会のデジタル安全保護系に関する規格が選ばれ、以降、計 4 回の検討チーム会合が開催された。令和 5 年 7 月 19 日の第 22 回原子力規制委員会にて、同規格の技術評価書案及び技術基準規則の解釈の改正案が了承され、意見公募を開始。これを受け、日本電気協会から意見書を提出。
- ・令和 5 年 10 月 11 日の第 37 回原子力規制委員会にて、意見公募において提出された意見に対する考え方について原子力規制庁から示され、了承。また、技術評価書の策定及び技術基準規則解釈の改正について、原子力規制委員会決定。

(主なご意見・コメント)

- ・ 特になし。

4) 検査制度見直しに関する国の動向等

事務局から、資料 No.80-4-4 に基づき、検査制度見直しに関する国の動向等について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 特になし。

5) 2023 年度第 3 四半期各分科会活動報告

各分科会幹事から、資料 No.80-4-5 に基づき、2023 年度第 3 四半期各分科会活動報告について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 特になし。

(5) その他

1) 規格自体に物量感があり、かつエンドースを期待する規格に対する勉強会について

阿部委員から、規格自体に物量感があり、かつエンドースを期待する規格に対する原子力規制庁も加えた勉強会について提案があった。

(主な説明)

- ・ 今日の前中に開催された原子力関連学協会規格類協議会において、同会の課題として議論している。具体的には私と日本原子力学会、日本機械学会、それぞれの規格作成委員会の長が原子力規制庁と話し合いを進めているところ。
- ・ 個別の規格の話をするのではなく、全体的な話をやっていきたいということで、技術評価そのものや技術評価のあり方といったものも勉強会の対象にしていくことが、これからの検討事項となっている。その中で、技術評価の方法そのものをいかに効率よく進めていくことができるか、あるいは効果的に進めていくことができるかというところが一つの大きな課題になっている。
- ・ 議事次第の下の方には、電事連からの希望として、どのような規格を技術評価してほしいのかというリストが出てきた。8 ページ目、この中で我々の関係するところとは上から順に、JEAC4206, JEAC4201, JEAC4216, JEAC4601, これらが技術評価の対象として、事業者側から強い希望があるとリスト化されたものになっている。
- ・ 事業者の都合もあり、例えば、JEAC4201 については、2026 年末までには技術評価が終わってほしいという希望が出てきている。2026 年度末に定検に入る炉があり、そこで監視試験片の試験をする必要が出てくるため、JEAC4201, JEAC4216 については、そこまでに技術評価が終わってほしいというのが、事業者からの希望ということになる。
- ・ 我々電気協会としては、我々のデュープロセス、要するに規格改定審議のプロセスを、期限が決まっているものに対していかにうまくアレンジしていくかを考えていかなければならない。
- ・ そういう意味で非常にタイトなスケジュールで、2024 年度があるということになる。従って、JEAC4201, JEAC4216, JEAC4601, この 3 つの非常に分厚い規格の改定審議を原子力規格委員会あるいはその下の分科会において、うまく回していきたい。もう少し突っ込んでいうと、原子力規制庁の方々にもちゃんと理解をしてほしいということがある。それを通常の原子力規格委員会の開催頻度でやろうとするとおそらく無理。私からの提案であるが、このような分厚い規格であって、なおかつエンドースを期待しているものに関しては、策定段階から勉強会という名目で、原子力規制庁、それから原子力規格委員会の委員、場合によっては分科会の委員まで含め、説明を受けて勉強していく時間というのを設けてはどうだろうか。このことについて、幹事の皆さまにご意見をいただき、形としてまとめていきたいと考えている。ただし、重要なのは、我々電気協会が、規約として持っているデュープロセス、これについては、それなりに社会的に信頼を受けているプロセスであるので、それを崩したくない。
- ・ 私は溶接協会で JEAC4201 の脆化予測式の検討を数年間一緒にさせて頂く機会があった。その数年間の検討の結果として、JEAC4201 のごく一部だけしか勉強できてないと思っている。これを JEAC4201, JEAC4216, JEAC4601, この 3 つを同時に走らせようと思ったら、とても大変なことになるだろうというのは何となく想像がつく。それでも、そういった勉強会のようなものを開催せずに突然原子力規格委員会に上程されるよりも、多分 100 倍も 1000 倍もマシではないかと思っている。したがって、そういうことを検討していただけないだろうかというのが、今日の発案である。
- ・ なお、このことを原子力関連学協会規格類協議会の場で提案したところ、原子力規制庁からは、「破壊靱性検討会の確率論的破壊力学評価の検討の中で同じようなことをやっている。だから、

そのプロセスであれば良い」といった発言もいただいている。そういう意味で勉強会を開催し、広く参加者を募るということをやっていければ良いのではないかと思っている。

- ・ 8 ページは、電気事業者側からの直接的な希望を落としたものだが、さりながら原子力規制庁の負荷が大きくなりすぎるということもあり、検討プロセスを後ろ倒し、密度を下げたものが次の 9 ページにある。いずれにしても、JEAC4201、JEAC4206 はほとんど位置が変わらず、JEAC4601 を半年後ろにずらしただけということになっている。この 3 つの規格に対して、私達は非常に機敏にこれから動いていかなければいけないということになる。時間的な都合も考慮し考えたものだが、皆さんのご意見を聞かせてほしい。

(主なご意見・コメント)

- ・ 特に 1300 ページぐらいあるという JEAC4601、耐震設計分科会幹事にこれから先どうするかといったところを伺いたいと思う。
- ・ JEAC4601 は 2021 年度版ということで良いか。
→そういうことで良いかと思う。
- ・ 基本的に何時から実施するかということが見えないが。
→2024 年度下半期から、エンドースの作業が始まり、1 年程度で完了すると考えている。
- ・ エンドースに関しては半年程度ずれると聞いていたが、半年遅らすということではなくもっと前に持って来て、来年度初めから実施してはどうかと聞いている。
- ・ どちらに転んだとしても、原子力規格委員会の委員が理解をするにはそれ相応の時間が必要となってくるので、2 度 3 度では終わらない可能性があるのでは、勉強会を実施して理解を深めつつ実施して技術評価が進むプロセスにしたら良いかと思う。
- ・ JEAC4601 に関しては 2008 年版の技術評価を実施したメンバーが多く残っているので、2021 年版の技術評価についてはスムーズに進むのではないかと思う一方、認めてくれないという可能性も高い。技術評価で彼らが使用する上でどのように運用するかということなので、例えば我々が弾塑性解析を使用して良いといっても、以前のように読み替えるとか、そういう形で技術評価されてしまう可能性が大きいかと思っている。もう 1 つは、既に 2008 年、2015 年、2021 年と来ている連続している中身なので、原子力規制庁としては、規格の中身を審査の中で使用してきているので、原子力規制庁で何処について技術評価をしたいという内容を知らせてもらい、それに対して回答を行うという実施方法でないと、間に合わないということをご提案したいと思っている。
- ・ JEAC4601 は 1 年間でエンドースまで持っていくことになっており、2024 年度の初頭から始まるように書いてあるが、それで大丈夫か。
→2024 年度初頭から始まることを念頭に準備はしている。
- ・ その前に勉強会を実施して周知していく必要は特にないということか。
→それについては、早く打合せを実施して、規格をまず読んでほしいということで、そこから始まると考えており、ここが論点であるところをチョイスして公開の場で議論していくのが効率的ではないかということで、そのやり方を早い時期に打ち合わせたいと思っている。
- ・ そういうところもあるかもしれないが、原子力規制庁は、破壊靱性検討会が実施しているような勉強会であればそこには出席可能であるということであった。なおかつ議事録等々をちゃんと残す形でやってもらえば助かるということを書いていたので、JEAC4601 もそのような形で進めてはどうかと思う。構造分科会はどのように考えているのか。
- 構造分科会幹事だが、日本機械学会の技術評価完了後に JEAC4601 の技術評価を行うという原子力規制庁のスケジュールに対し、追加で JEAC4206 追補と JEAC4201 追補の技術評価をお願いしたい、それができなければ JEAC4601 よりも先に 2 つの追補の技術評価を実施してほしいというのが電事連/ATENA の考え。その後の JEAC4201-20XX については、ハルデン照射試験炉のデータに関して予測式を見直しているので、それも含めて改定したいというのが JEAC 4201-20XX の状況である。もう 2 つの JEAC4206-20XX と JEAC4216-20XX については、3 年位前に技術評価が実施されたが、検討課題もあり結果的にはエンドースを見送られたもので、マスターカーブ法を使用して mini-CT 試験片で監視試験を実施するとか、PTS 評価で高速条件を加味する等の改定を行い、再度技術評価をお願いしたいと考えている。電事連/ATENA の資料に書かれている技術評価のスケジュールに関しては、規格の発刊予定がないと技術評価側の

スケジュール化が出来ないので、結構チャレンジングなスケジュールになっているかと思う。従って、事前に原子力規格委員の委員に勉強会を開催というのは、JEAC4216-20XXにとってそのようなことを実施して頂けると審議がスムーズになるか考える。

→JEAC4206 と JEAC4201 の追補，JEAC4216 は外しており，技術評価はできるであろうと思っているが，JEAC4216-20XX の方は少し時間を取り，原子力規格委員会の委員も理解を深めるような勉強会を開催してほしいと考える。

→検討会及び分科会長と相談してみたい。

- ・その中に原子力規格委員会の委員も参加できるし，原子力規制庁の職員も参加できるようにすると，一石二鳥の勉強会になると考える。このようなことを実施することで，少し技術評価の効率化に寄与できるかと思っている。例えば JEAC4201 は中間報告を 2 回位実施しており，普通は 2 回目の原子力規格委員会への報告は最終報告となるが，それが難しくなり，中間報告を何回も実施することになり期間がかかることになるので，その途中途中で勉強会を入れることにより，そういうことは無くなるかと思う。

2) 規格改定のフレキシブル化について

阿部委員長から，規格改定が規約上 5 年毎となっているが，フレキシブルに改定してはどうかという提案があった。

(主な説明)

- ・前回議事録にあった原則 5 年に一度，5 年毎となっている改定の検討については，少しフレキシブルに考えてあげるような形にできないかと思う。これから将来，大きく負荷になってくるようなところを軽減できないだろうかと考えており，皆さんのご意見を伺いたい。
- ・技術評価の対象になっていない規格も沢山あって，そういうものも含めて改定作業をどうフレキシブルにしていくかというところかと思っている。

(主なご意見・コメント)

- ・前回タスクでは，現規約上「原則」なので，もうそもそもフレキシブルにやっけてきているといった話。毎年 3 月に制定する次年度計画の中で，規格毎にどういった将来展望で改定をしていくのか，その改定の計画，あるいはその検討の状況などが一言二言書かれることになるので，そういうところでうまく見ていけるのかなとは思っている。しかし，原則的にそういう考え方で良いのかどうか。今までやってきたこととあまり変わらないということになるが，よろしいか。これ以上の激変的な緩和の措置までは多分いらな思っているが如何か。よろしいか。了解いただき感謝する。

以 上